

第8-5表（参考表） 若年者に対する最低賃金の特例

Reference table 8-5: Sub-minimum wages for youth

最低賃金、社会保険料等に関する施策	
アメリカ	若年労働者に対する最低賃金の特例（連邦レベル） 20歳未満の労働者に対しては、勤務開始から90日間は4.25ドル／時の最低賃金が適用される。90日経過後、又は労働者が20歳になった時点で、通常の労働者の最低賃金である7.25ドル／時が適用される。
イギリス	若年者に対する最低賃金の特例 (1) 22歳以上(通常の労働者):5.80ポンド。 (2) 18～21歳:4.83ポンド (3) 16～17歳:3.57ポンド
フランス	若年者に対する最低賃金の特例 (1) 年少者 入職後6か月に達するまで、17歳未満のものは20%、17歳の者は10%、最低賃金額(SMIC)を減額可。 (2) 見習契約による見習い 年齢と訓練期間に応じて、最低賃金額を22～75%減額可。 雇用主の社会保険料の減免等 (雇用促進を目的とした)特殊雇用契約を結んだ事業主に対して、社会保険負担の軽減、補助金の支給が行われる場合が多い。

資料出所 厚生労働省(2006.3)「2004～2005年海外情勢報告」
アメリカ:連邦労働省ホームページ(<http://www.dol.gov/elaws/>)2009年12月現在
フランス:雇用省ホームページ(<http://www.dol.gov/elaws/>)